(h) 亜麻
(i) 大麻
(j) ジュートその他の紡織用靭皮繊維
(k) サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維
(l) ココやし、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用繊維
(m) 人造繊維の長繊維（合成繊維のものに限る。）
(n) 人造繊維の長繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
(o) 導電性の長繊維
(p) ポリプロピレンの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(q) ポリエステルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(r) ポリアミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(s) ポリアクリロニトリルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(t) ポリイミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(u) ポリテトラフルオロエチレンの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(v) ポリフェニレン硫化物の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(w) ポリ塩化ビニルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(x) その他の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(y) ビスコースレーヨンの人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
(z) その他の人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
(aa) ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
(bb) ポリエステルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
(cc) アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたものを組み込んだ第五六・〇五項（金属を交えた糸）の産品
(dd) 第五六・〇五項のその他の産品
(ee) ガラス繊維
(ff) 金属繊維

2　産品の生産において使用される非原産である基本的な紡織用繊維については、附属書三―Bにおいてこの注釈に言及する場合には、同附属書表二欄に定める要件は、許容限度として、適用しない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。

(a)　産品が二以上の基本的な紡織用繊維を含むこと。

(b)　非原産である基本的な紡織用繊維の総重量が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の重量の十パーセントを超えないこと。

例えば、第五一・〇七項の羊毛製の毛糸、第五五・〇九項の合成繊維の短繊維の糸及び基本的な紡織用繊維以外の材料を含む第五一・一二項の羊毛製の毛織物については、附属書三―B表二欄に定める要件を満たさない非原産である羊毛製の毛糸若しくは合成繊維の短繊維の糸又はこれらの組合せを、これらの総重量が全ての基本的な紡織用繊維の重量の十パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。

3　2(b)の規定にかかわらず、「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）」を含む産品については、許容限度の最大限の割合は、二十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維は、十パーセントを超えてはならない。

4　2(b)の規定にかかわらず、「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたもの」を含む産品については、許容限度の最大限の割合は、三十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維は、十パーセントを超えてはならない。

5　第五一・〇六項から第五一・一〇項まで及び第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品については、非原産である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することができる。ただし、当該人造繊維の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。

注釈八　特定の紡織用繊維を用いた産品に適用される他の許容限度

1　紡織用繊維を用いた産品の製造に当たり、附属書三―Bにおいてこの注釈に言及する場合には、同附属書表二欄に定める要件を満たさない非原産である紡織用繊維（裏地及び芯地を除く。）を使用することができる。ただし、当該非原産である紡織用繊維が当該産品が該当する項以外の項に分類されること及び当該非原産である紡織用繊維の価額の総額が当該産品のＥＸＷ又はＦＯＢの八パーセントを超えないことを条件とする。

2　第六一類から第六三類までの各類に分類される産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品について適用される附属書三―B表二欄に定める品目別原産地規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品についての品目別原産地規則に定める生産工程の要件又は関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

3　附属書三―B表二欄に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）から成る場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第五〇類から第六三類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する。

附属書三―B　品目別原産地規則

一欄	二欄
二千十七年に改正された統一システムに基づく分類（特定の品名の記載を含む。）	品目別原産地規則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品	
第一類　動物（生きているものに限る。）	
○一・○一―○一・○六	第一類の全ての動物が締約国において完全に得られるものであること。
第二類　肉及び食用のくず肉	
○二・○一―○二・一○	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	
大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	全ての大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）が締約国において完全に得られるものであること又は 大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）が、締約国において少なくとも三箇月間養殖場のいけすで給餌され、及び肥育され、若しくは飼養されることを条件とする生産であること。肥育又は飼養の期間は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ＩＣＣＡＴ）のくろまぐろ電子漁獲証明書（ｅＢＣＤ）に記録されたいけすに放養した日及び収獲した日に基づいて確定する。
その他の産品	全ての魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物が締約国において完全に得られるものであること。